

1. 歳入予算・歳入決算に係る審査について

区分	対応案 ^{※1} （案以外の審査は従来どおり）	メリット	デメリット
案1	一般会計歳入（「全て」あるいは「一部 ^{※2} 」）の審査は総括質疑での対応とし、分科会での審査は行わない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答弁保留がなくなる。（事前通告） ・ 総括質疑と分科会質疑の重複がなくなる。 ・ ケーブルテレビ放送、WEB 配信される。 ・ 総務分科会の審査時間が短縮される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総括質疑が多くなると、全体の審査時間が増す。（市長、副市長の拘束時間も増す） ・ 質疑時間の制限があり、細やかな質疑が出来ない場合がある。
案2	一般会計歳入（「全て」あるいは「一部 ^{※2} 」）の審査は委員会全体（≒分科会連合審査）で対応。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答弁保留が少なくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査時間が増す。（総務分科会以外） ・ 全体で審査するため、細やかな質疑が出来ない場合がある。
案3	答弁保留も見越し、分科会の日程の最後に、保留した質疑への答弁時間を予め確保（設定）する。 * 総務分科会以外でも対応を検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来の審査と大きな変更がない。 ・ 当局において、正確に答弁するための準備時間が確保できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速な回答ができず、審査が深まらないことも想定される。 ・ 分科会の審査時間が増す場合がある。

※1 10月30日の議員全員協議会では「分科会方式」を維持したいという意見が多かったことから、県議会や他市議会で行っている「委員会全体で審査する方式」は案から除外しました。また、歳入を細分化して、所管の分科会に振り分けて審査することは、当局側の負担となり、区分誤りや審査漏れなどのミスにつながる恐れがあるので、案からは除外しました。

※2 一般会計歳入のうち、市税、各種譲与税・交付金、交付税、繰越金などは従来どおり総務分科会で審査し、それ以外を全体で審査する考え方。